[公募型プロポーザル告示]

令和7年度 道市連携海外展開推進事業 (デジタル技術を活用したグローバル市場開拓事業 (ASEAN市場))委託業務 公募型プロポーザルの実施について

> 令和7年(2025年)6月3日 北海道・札幌市海外展開連携推進協議会

北海道・札幌市海外展開連携推進協議会では、「令和7年度 道市連携海外展開推進事業(デジタル技術を活用したグローバル市場開拓事業 (ASEAN市場))委託業務」に係る公募型プロポーザルを実施します。

記

1 業務名

「令和7年度 道市連携海外展開推進事業 (デジタル技術を活用したグローバル市場開拓事業 (ASEAN市場)) 委託業務 |

2 業務の目的

デジタル技術を活用した道産品の輸出拡大に向けて、道と札幌市が連携し構成する「北海道・札幌市海外展開連携推進協議会」(以下、「委託者」という)において、ジェトロや北海道ASEAN事務所、金融機関等の海外ネットワークを活用しながら、現地展示会への出展等を実施する。

3 業務の内容

道産品(道内で製造または加工された食品等を指す。以下同じ。)の海外販路拡大・定着に向け、次の業務を実施すること。業務の遂行に当たっては、事業を円滑に進められるよう、委託者と協議の上実施すること。また、他のイベント、商談会等の活用を検討すること。

(1) デジタル技術を活用した販路・品目拡大

ASEAN地域(ベトナム等)において、道の高い認知度を活かし、現地展示商談会へ出展し、EC関連バイヤー等との商談によりさらなる品目・販路拡大に向けた取組を行う。

- ① 現地展示商談会への出展
 - ア 対象分野:道産品
 - イ 対象国: ASEAN (ベトナム等)
 - ウ 時 期:令和7年10月~11月頃
 - エ 実施内容:
 - ・「北海道・札幌市ブース」として、対象国での現地展示商談会へ出展し、委託者と協議 の上、次の事項を実施すること。
 - -現地バイヤー等への道産品のPR
 - -出展された道産品について現地バイヤー等との商談
 - -現地バイヤー等へのブース来場誘致
 - -来場した現地バイヤー等の情報収集
 - -サンプル品の輸送・展示
 - 等、出展に関すること
 - ・商談においてミスマッチが生じないよう、事前に現地バイヤー等へのヒアリングを実施 するなど、道産品に関するニーズの把握を行ったうえで、商談を設定すること。
 - ・商談に必要な通訳の手配、デジタル技術を活用した効果的な商品PR手法や現地EC関連バイヤー向け商品の開発支援(事前セミナーやレクチャーの実施)など、成約及び継続的な取引に向け、効果的な支援を行うこと。
 - ・展示商談会のすべての期間にわたって、管理・運営を行う責任者1名以上および商談に 必要な通訳員を配置すること
 - オ 回数など:
 - 実施回数: 1回以上
 - ・商談件数(面談社数単位):のべ70件程度(展示会後に実施する商談件数も含む)
 - カ 参加企業、品目数:10社、25品目以上
 - キ 展示会例:委託者が想定する展示商談会は次のとおり(その他の展示会等の提案を妨げるものではない)

・VIETNAM FOOD EXPO 2025 (ベトナム) : 令和7年11月12日~11月15日

ク 留意事項:現地展示商談会の選定については、出展時期により商談期間設定に支障を来 さないこと、本企画提案指示書の内容を網羅した展示会等であること、出展 ブースの運営を現地企業等に依頼する場合は事前に委託者と協議の場を設 けること。

ケ その他:

・提案に際しては、「道産品輸出用シンボルマーク」の趣旨等を事業者に説明し、活用促進に努めること。使用に際しては、下記ホームページを参照し、必要な手続を実施または支援すること。

「道産品輸出用シンボルマークについて」(北海道総合政策部国際課ホームページ) https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/tsk/symbolmark.html

- ※上記実施内容は、委託者と協議し決定すること。
- ※商談手法はオフライン開催を基本とするが、広く道内事業者が参加できるようオンライン を活用することは可とする。
- ※本事業の実施に際しては、ジェトロが提供する情報や「Japan Street」事業など、貿易支援機関による情報やプラットフォームも活用して現地来場者の呼び込みに努めること。
- ※対象商品の募集内容及び招へいバイヤーの選定等は、委託者と協議し、決定すること。
- ② 参加企業への対応 (展示商談会出展前後のフォローアップ実施)

ア 内 容:展示商談会実施にあたり、参加道内企業の輸出経験や知識レベルに合わせた サポートを行うこと。また、展示商談会実施後は、ブースに来場したバイ ヤー等とのコンタクトを有効活用し、参加企業との商談設定および成約を 目指した輸出手続等の積極的支援を行うこと。想定する支援メニューは次 のとおりであるが、ほかに成約に資するメニューがあれば提案に含めるこ

○支援メニュー

- ・商談に使用する資料作成(商品概要書等)のサポート、資料の翻訳
- ・(フォローアップ)商談時の通訳・輸出手続に係る支援
- ・現地保健省へのサンプル商品事前登録手続き・送付手続支援
- ・物流企業・サービスの紹介 ほか

イ 期 間:展示商談会準備開始から事業期間終了まで。

③ アンケートの実施

商談終了後は、参加道内事業者及びバイヤー等に対し、商談結果に関するアンケートを 実施すること。なお、アンケートの内容は委託者と協議して決定すること。

④ その他

商談実施に向けては、委託者と随時協議しながら進めること。

(2) 首都圏在住のシンガポール人を対象とした道産品のPR

首都圏在住のシンガポール人を対象とし、委託者が指定するイベントにて道産品のプロモーションを実施する。

① 出展イベント概要

ア 名 称:New Year Reception for Singaporean Community

※昨年度の様子 (Facebook より)

https://www.facebook.com/share/p/1DirnxkwtR/

イ 日 程:令和8年1月頃 12:00~14:00 頃までを想定

ウ 場 所:在京ホテル

※ブースサイズは、180cm × 60cm 程度(変更可能性あり)

工 品目数:10品目程度

オ 対象者:首都圏在住のシンガポール人(ビジネスマン、学生、家族連れ等)

カ 実施内容:

・委託者が指定するイベントにて、委託者と協議し、道産品のプロモーションや、道産食品が購入可能な店舗・飲食店のプレゼンを行うこと。

-道産食品が購入出来る店舗・飲食店の情報を来場者にプレゼン

-デジタル技術を活用したイベント及び店舗・飲食店の情報発信

キ そ の 他:商品等の販売は禁止、来場者への食事提供は可。プロモーションは道産品 の認知度向上に効果的な手法とすること。プロモーション実施にあたっては 委託者と随時協議しながら進めること。事情により当該イベントに出展できなくなった場合は、委託者との協議により、代替イベントを指定する可能性がある。

(3) 事業報告書の作成

- (1)及び(2)の実施結果について、次の成果品を委託者に提出すること。
- · 実績報告書(別記第14号方式)
- 事業報告書及び概要版事業報告書
- ・事業報告書においては、商談や研修会の実施結果を取りまとめるとともに、商談結果については、各国・地域別に具体的な検証・分析を行い、参加事業者が得られた具体的な成果、及び、参加事業者が取るべき今後の改善ポイントについて全体総括することとする。
- ・概要版はA4版10ページ程度(サマリー1枚、概要10枚程度)とし、適宜図表等を用い、 視覚的なわかりやすさを意識したものとすること。また、対外的にプレゼンテーションが可能な資料として整理すること。

(4) 成果品の提出

以下の成果品を委託契約期間内に提出すること。

5 (2) で示した事業報告書及び概要版(紙媒体(A4版):5部、電子媒体:2式)

なお、各業務の進め方については、適宜、委託者と協議の上、決定するものとする。

4 契約期間

委託契約日から令和8年(2026年)2月27日(金)まで

- 5 プロポーザル参加の資格要件
- (1)複数企業等(法人及び法人以外の団体を含む)による連合体(以下、「コンソーシアム」という。)又は単体企業等とする。
- (2) コンソーシアムの構成員及び単体企業等は、次のいずれにも該当すること。
 - ア 単体法人で参加する場合は、道内に本店又は主たる事業所あるいは支店等の拠点を有する ものであること。また、複数法人による連合体(以下「コンソーシアム」という。)で参加 する場合は、道内に本店又は主たる事務所を有するものをその構成員に含むものであること。
 - イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者でないこと。 ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている 者でないこと。
 - エ 北海道又は札幌市が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 - オ 暴力団関係事業者等であることにより、北海道又は札幌市が行う競争入札等への参加を排除されていないこと。
 - カ 暴力団関係事業者等でないこと。
 - キ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - (ア)道税(個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。)
 - (イ) 市区町村税
 - (ウ) 本店が所在する都府県の事業税(道税の納税義務がある場合を除く。)
 - (エ) 消費税及び地方消費税
 - ク 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと。
 - (ア)健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出
 - (イ) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
 - (ウ) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出
 - ケ コンソーシアムの構成員が単体企業又は他のコンソーシアムの構成員として参加する者でないこと。

6 参加資格の審査

(1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとするものは、アからエまでに定めるところにより、5に掲げる資格を有するかについて審査を申請しなければならない。

なお、一つのコンソーシアム又は単独法人が、本業務に対して複数の提案をすることは認めない。

- ア 提出部数 1部
- イ 提出期限 令和7年(2025年)6月17日(火)17時00分(必着)
- ウ 提出場所 下記問い合わせ先に同じ。
- エ 提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る。)

(2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

7 企画提案書の提出

- (1) 提出部数 7部(法人名等については2部のみ記載し、残り5部にはそれらを記載しないこと。また、文中にも法人名等を記入しないこと。)
- (2) 提出期限 令和7年(2025年) 6月17日(火)17時00分(必着)
- (3) 提出場所 下記問い合わせ先に同じ。
- (4) 提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る。)

8 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

9 最良の提案をした者の選定方式

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された提案書を評価し、最良の提案をした者(以下「特定者」という。)を選定する。

10 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続きを 行う。

11 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約書作成の要否

要

(3) その他留意事項

- ア 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- イ 企画提案書に関するヒアリングを行う。
- ウ 審査結果及び特定者名は、公表する。
- エ 詳細は説明書による。

12 関係資料(応募に当たっては必ず確認のこと。)

企画提案指示書	PDF形式
参加表明書作成要領	PDF形式
参加表明書様式	Word形式
参加表明書別添資料	Word形式
社会保険等適用除外申出書	Word形式
コンソーシアム協定書	Word形式
企画提案書作成要領	PDF 形式
企画提案書様式	Word形式
誓約書	Word形式

13 主なスケジュール (予定)

/ · / · / · / · / · / · / · / · / ·	
参加表明書の提出期日	令和7年(2025年)6月17日(火)
企画提案書の提出期日	同上
プロポーザル審査会	令和7年(2025年)6月20日(金)
契約締結	令和7年(2025年)6月下旬頃

14 問い合わせ先

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道・札幌市海外展開連携推進協議会事務局(北海道総合政策部国際局国際課)

電話 011-204-5339 (直通)

担当 島田、山本